

指定事務所登録機関の指定について

岡山県土木部都市局建築指導課

岡山県では、建築士法に基づく指定事務所登録機関を次のとおり指定しました。

指定事務所登録機関は、平成20年11月28日に改正施行された建築士法(以下「法」という。)で位置付けられたものであり、建築士事務所の登録等を行います。

指定した機関の概要

指定番号	岡山県知事第1号
指定事務所登録機関の名称	社団法人岡山県建築士事務所協会
住所	岡山県岡山市内山下1-3-19
事務所登録等事務を行う事務所の所在地	岡山県岡山市内山下1-3-19
事務所登録等事務の開始の日	平成21年4月1日
指定をした日	平成21年3月17日
事務の内容	(1) 一級建築士事務所、二級建築士事務所及び木造建築士事務所(以下「事務所」という。)の登録 (2) 事務所の登録簿等の閲覧事務 (3) 事務所の登録に関する証明書の発行事務